平成２５年（フ）第３６７号
堺市中区宮園町６番２―501号
債務者　住川　哲偉
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４３６号
大阪府藤井寺市沢田１丁目２番16―101号
債務者　田中　光史
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
堺市南区茶山台２丁８番３―109号
債務者　高嶋　幸一
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８６号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目21番４号
債務者　高橋沙也香
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
大阪府富田林市東板持町３丁目５番15号
債務者　林　　隆博（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９８号
大阪府羽曳野市軽里３丁目３番24―605号
債務者　水越　祐香
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５０９号
堺市中区深阪2521―１　辻ハイツⅡ101号室、住民票上の住所堺市西区草部251番地29
債務者　内木場大蔵
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５２４号
堺市中区深井北町119番地13
債務者　小西　克昌
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５２５号
堺市中区深井北町119番地13
債務者　小西　広子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５２９号
堺市北区長曽根町3032番地５　ベアーネスト204号
債務者　松尾　高広
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
新潟県上越市大字滝寺2397番地４　アパートアイビー203号
債務者　小倉　文夫
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４０号
新潟県上越市昭和町２丁目15番24号
債務者　上竹　雅之
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４２号
新潟県妙高市大字小出雲2842番地５　コーポすみれ第３―26号室
債務者　大滝　舞子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第３８９号
名古屋市緑区大高町字亀原69番地の１
債務者　加納　貴代（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０８号
香川県高松市木太町2525番地１　レオパレスプランドール木太110号室
債務者　井形　勝弘
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１１９号
香川県高松市屋島西町2324番地１　ラフィーネＤ―202号室、住民票上の住所香川県高松市室新町1062番地
債務者　中野　愼一
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第９０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷455番地５　ラフィーネＹＡ101
債務者　安部　和子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
長崎県長崎市横尾５丁目２番７―506号
債務者　向井　和美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係